

大戸川ダム建設事業に関する不当要求行為等対策連絡会 会則

(名称)

第1条 本会の名称は、大戸川ダム建設事業に関する不当要求行為等対策連絡会（以下「連絡会」という。）とする。

(目的)

第2条 連絡会は、滋賀県警察本部、滋賀県大津警察署、滋賀県草津警察署、滋賀県甲賀警察署と近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所及びその他関係機関との緊密な連携により、国土交通省が施行する大戸川ダム建設事業（以下「ダム事業」という。）に対する暴力団等の反社会的勢力やその他威圧的な不当行為等により健全な事業進捗を妨害する者（以下「暴力団等」という。）からの不当要求行為等に対して組織的に対処、排除することにより、事業の円滑な推進と関係者の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この会則において「不当要求行為等」とは、ダム事業に係る職務を対象として行う次に掲げる行為をいう。

- 一 暴力行為
- 二 正当な理由もなく、職員に面会を強要する行為
- 三 乱暴な言動により職員に身の安全の不安を抱かせる行為
- 四 正当な手続きによらず、又は正当な権利行使を装って、若しくは社会的常識を逸脱した手段によりダム事業の計画の変更、工事の中止及び法外な補償等を不当に要求する行為
- 五 前各号に掲げるもののほか、正当な手続きによらず、又は正当な権利行使を装って、若しくは社会的常識を逸脱した手段により、機関誌、図書、その他の物品購入、下請参入、取引、契約、賠償、補償、賛助金、協力金、寄付金等を要求する行為及び庁舎等の保全や庁舎等における秩序の維持並びに事務事業の執行に支障を生じさせる行為又は不当な誹謗中傷などによりダム事業の遂行に支障を生じさせる行為
- 六 その他前各号に準ずる行為

(活動)

第4条 連絡会は第2条の目的達成のため、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- 一 ダム事業への暴力団等の関与に関する情報交換
- 二 暴力団等の排除対策に関する調整
- 三 暴力団等の排除に関する広報、啓発活動

四 その他連絡会の目的を達成するために必要な活動

- 2 連絡会は、情報の交換と対策に関する調整を行うため、必要に応じて第11条に掲げる会議を開催するものとする。

(組織)

第5条 連絡会は、別表に掲げる者により構成する。

(役員)

第6条 連絡会に次の役員を置く。

- 一 会長
 - 二 副会長
- 2 前項の役員は次のとおりとする。
 - 一 会長は、近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所長の職にある者。
 - 二 副会長は、近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所副所長の職にある者。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は次のとおりとする。

- 一 会長は、連絡会を代表して会務を総理する。
 - 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 2 会長は、会の運営に必要があると判断する場合には、別表に掲げる構成員以外の者の出席を求めることができる。

(顧問)

第8条 連絡会に顧問を置く。

- 2 顧問は、滋賀県警察本部刑事部組織犯罪対策課長、公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター専務理事とする。
- 3 顧問は、本会の諮問に応ずるほか、会議に出席して本会の運営につき意見を述べることができる。

(相談役)

第9条 連絡会に相談役を置く。

- 2 相談役は、滋賀弁護士会民事介入暴力対策委員会より選任された弁護士の職にある者とする。
- 3 相談役は、連絡会の要請がある場合には会議に出席し、意見を述べ助言を行うものとする。

(連絡会の構成員の職務)

第10条 連絡会の構成員は、暴力団等による不当要求行為等を拒否し、排除するための対

策を積極的に推進するとともに、相互に協力する。

- 2 連絡会の構成員は、この会則に規定する不当要求行為等があった場合には、速やかに報告書等の書面により事務局に報告する。
- 3 連絡会の構成員は、会議等で知り得た情報を原則会員以外の者に漏らしてはならない。会員組織以外の者に情報の通知等を行う場合には、当該事項に係る会員組織の同意を得た上、行うものとする。

（会議）

第11条 連絡会は、第4条第2項の定めにより次の会議を開催する。

- 2 定例会を年1回程度開催し、不当要求対策の実績と状況の報告を行い、連携の体制と方針の申し合わせを行う。
- 3 不当要求行為等の状況に即応し、必要な時期に必要な構成員による担当連絡会を適宜開催する。

（事務局）

第12条 会議の事務局は、近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所総務課におく。

（その他）

第13条 連絡会の運営に関し必要な事項で本会則に定めのない事項、又は疑義のある事項については、会長が顧問及び相談役に諮問し決定する。

附則

1. この会則は、令和8年7月28日制定し施行する。

(別表)

大戸川ダム建設事業に関する不当要求行為等対策連絡会 名簿

組織名	役職	担当	備考 (担当連絡会)
近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所	事務所長	会長	
近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所	副所長(事務)	副会長	
近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所	副所長(技術)	副会長	
近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所	総務課長	事務局長	
近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所	用地課長		所掌事案担当
近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所	工務課長		所掌事案担当
近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所	調査設計課長		所掌事案担当
近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所	用地対策官		所掌事案担当
近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所	建設監督官		所掌事案担当
近畿地方整備局 総務部	調査官	オブザーバー	
近畿地方整備局 用地部	用地計画官	オブザーバー	
滋賀県警察本部 刑事部 組織犯罪対策課	課長	顧問	
滋賀県警察本部 刑事部 組織犯罪対策課	課長補佐		
滋賀県警察本部 刑事部 組織犯罪対策課	係長		
滋賀県大津警察署 刑事第二課	刑事第二課長		
滋賀県草津警察署 刑事第二課	刑事第二課長		
滋賀県甲賀警察署 刑事課	刑事課長		
公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター	専務理事	顧問	
滋賀弁護士会 民事介入暴力対策委員会		相談役	
滋賀県 県土整備部 監理課	参事	オブザーバー	
大津市 建設部 建設監理課	課長	オブザーバー	
栗東市 建設部 土木建設課	課長	オブザーバー	
甲賀市 建設部 建設事業課	課長	オブザーバー	
受注者		オブザーバー	※開催日時点の 受注者が対象